

女性たちのリプロダクティブ・ライツと自己決定

—キリバス共和国における家族計画を事例に—

13RB110¹ 小林千紘

指導教員 藤掛洋子

【背景と目的】 リプロダクティブ・ライツは1994年にカイロ国際人口開発会議にて公式に提唱された。1995年にはリプロダクティブ・ライツが女性の権利として明確に位置付けられた。以降、リプロダクティブ・ライツは世界の潮流となる。しかし、これらを契機として、豊かな生活を送れるようになった女性たちがいる一方で、その恩恵を十分に享受することが出来ない女性たちが、いまだ数多く存在していることは事実である。

リプロダクティブ・ライツに関する研究は、これまで、女性たちが「実際に権利の侵害」を感じている「私的な領域」における権力構造(兵藤 2002)について、女性たちが生活をしているそれぞれの地域の文脈に沿って検討することが重要とされてきた。さらにリプロダクティブ・ライツに関する研究は、アフリカやアジア、ラテンアメリカといった国々を舞台としておこなわれてきており、それと比較すると大洋州地域における研究は少ない。大洋州地域の現状をみると、この地域にも家族計画の普及が遅れているとされている国々は存在し、なかでも、キリバス共和国(以下、キリバス)はもっともそれが遅れているとされている(UNFPA 2014)。キリバスでは、このような状況を改善すべく、家族計画に関するデータの収集と啓発を目的として、「家族計画プログラム」が2014年8月より開始された。

そこで、本研究の目的はキリバスにおけるリプロダクティブ・ライツの現状を把握し、女性たちのリプロダクティブ・ライツに対する社会的・文化的背景の影響を分析することにある。

【方法】2014年7月から2015年1月、キリバス南タラワ島にてフィールド調査を実施した。参与観察、「家族計画プログラム」スタッフ2名への半構造インタビュー、「家族計画プログラム」に関する未刊行資料の分析をおこなった。なお、調査で得られた結果には情報の偏りがあると考える。この点を踏まえて、結果を考察する。

【結果及び考察】調査で得られた結果は、スタンドポイントアプローチという方法論を用いて分析を行った。

キリバスには女性たちがリプロダクティブ・ライツ、特に家族計画に関する「自己決定」を行う際、3つの「制約」が存在することが明らかになった。1つは、信仰する宗教である。キリバスの人口の半分はカトリック教徒である。そのため、近代的避妊法よりも周期法を好む傾向があった。さらに、「家族計画」をキリバス語に直訳して啓発活動をした際、人々は「家族は計画するものではない。神様が

決めるものだ」と言い、多くの人から家族計画に関する理解が得られなかった。しかし、家族計画のなかの「健康」や「生活の質」の向上といった点を強調した表現を用いるようになると、家族計画が普及され始めたことが明らかになった。

2つ目は、性について語ることをタブー視する慣習である。キリバスでは学校のカリキュラムの中で、性に関する教育を行うことが謳われている。しかし、教育の現場に携わる人々は、性に関する教育をタブーと見なしているため、現在も学校で性に関する教育はほとんど行われていない。これにより、女性たちは性に関する情報へのアクセスが限られている。

3つ目は、男性優位の思想である。キリバスでは村の集会所で開かれる会合へ、女性が参加することは認められているが、発言権は認められない。また、「家の中のことは、男性に決める権利がある」といわれている。この点は家族計画に関する女性の「自己決定」に関しても、女性は「意思決定」の場に同席するが意見を言う機会は少ない。女性が「決定」を男性に委ねる事例もあった。

上記の3つの「制約」が明らかになったが、現地のスタッフはその「制約」を利用し、活動する面も見られた。スタッフは「制約」を利用し、女性たちが家族計画サービスへアクセスしやすい「環境」を作り出した。また、男性が女性の仕事とされている家事労働に参加するといった、わずかではあるが「私的な領域」における「変化」もみられた。キリバスの女性たちのリプロダクティブ・ライツに関して、その基本となる「自己決定」を女性たちが行う際、いまだ「制約」があることは事実である。しかし、その地域に存在する「制約」に精通し、その「制約」を意図的に利用することのできる「介入者」の存在がわずかながらも「変化」を与えるきっかけとなっていたと考察される。

【結論】本研究を先行研究と照らし合わせると、以下のことが言える。女性たちのリプロダクティブ・ライツにおける自己決定には、「制約」があるという点は先行研究を裏付ける結果となった。また、藤掛(2001)は「当事者」の女性たちが「制約」を利用し、リプロダクティブ・ライツを獲得していく過程を明らかにした。しかし、本研究では、「当事者」ではなく「介入者」が「制約」を利用していることが明らかにされた。この点から、先行研究に対して、別の視点を提示することができたのではないかと考える。

¹ Chihiro KOBAYASHI